

重要事項説明書

下記の事項を十分にお読みください。

本書面は、電気事業法第2条の14の規定に従い、お客さまと当社との間の電力供給契約について重要な事項をご説明するものです。ご契約になる内容をご確認いただきますようお願いいたします。

その他詳細の約款については下記サービスサイト掲載の内容を必ずご確認ください。

電気需給約款・電気利用料金別表サイト掲載 URL	https://f-flex.jp/agreement
--------------------------	---



■提供条件について

1. 小売電気事業者

株式会社フレックス（登録番号：A0855）

〈お問い合わせ窓口〉

電話 050-3802-9817（受付時間 平日 10:00～17:00）

Eメール f-flex.1107@f-flex.jp

※停電・緊急時は一般送配電事業者の連絡先をご案内いたします。

2. 電気供給サービス対象者

以下、すべての条件を満たすお客さまが対象となります。

・契約電力 50kW 未満の低圧契約であること

・一般送配電事業者の供給区域内（東京電力、中部電力、関西電力、四国電力、中国電力、九州電力管内での電気供給エリア）ですでに電力供給を受けていること

・当社の電気需給約款に承諾いただけること

■契約内容について

1. お申込み方法

・当社の電気供給サービスにお申込みされる場合は、電気需給約款に承諾のうえ、当社のサービスサイト掲載内または所定のお申込み用紙に必要事項をご記入いただきお申し込みください。お申込みの際に、お客さまが契約されている小売電気事業者への解約手続きは当社にて代行いたします。旧小売電気事業者が解約を承諾することにより、当社との契約手続きを進めることが可能となります。

2. 供給開始時期

・お申込みいただきまして、記録型計量器（以下「スマートメーター」）の取り替え等が完了した後の最初の検針日が供給開始予定日となります。送配電事業者の委託工事がスマートメーターに取り替えにお伺いいたします。ご契約内容によってはお立会いや一時停電を伴うこともございますので、ご了承ください。（費用はかかりません。）

・スマートメーターの切り替えに要する標準的な期間は、交換工事を要する場合は2週間程度、不要な場合は4日程度となります。

■お支払いについて

1. 支払い方法

・お支払方法は、コンビニエンスストア（払込票）、ご契約者さま名義の口座振替またはクレジットカードとなります。なお、初回はコンビニエンスストア（払込票）とします。

2. お支払い期日

・口座振替日が金融機関の休業日の場合には翌営業日を支払期日といたします。

・クレジットカードはご登録いただいたクレジットカードにより異なります。カード会社にお問い合わせください。

・コンビニエンスストア（払込票）は郵送で届く払込票にお支払い期限のご記載がございます。

3. 請求額のインターネットでの確認

・毎月の電気料金と使用量は当社インターネット上のマイページでご確認ください。

4. 請求明細発行手数料

・請求書の郵送をご希望のお客さまは「請求明細発行手数料 330 円（税込）」が別途必要となります。※プラン毎

5. 請求の遅延

・送配電事業者からの検針値の通知が遅延する等により、料金請求が遅れが生じた場合はコンビニエンスストア（払込票）を発行する場合がございますので予めご了承ください。

6. 延滞利息の請求

・契約者が料金その他債務について、支払期日を経過してもなおお支払わない場合は、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年 14.5% の割合を乗じて算定した金額といたします。また延滞通知手数料「330 円（税込）プラン毎」を合算して請求させていただく場合がございます。

7. 解約

・お客さまが次のいずれかに該当する場合には、解約の 15 日前を目安に通知し、電気需給契約を解除することがあります。

・お客さまが料金の支払期日を過ぎてもお支払いされない場合

・この条件書によって支払を要することとなった料金以外の債務（延滞利息、延滞通知手数料等、その他この約款から生ずる金銭債務）を支払わない場合、電気需給契約を解除した日が、最低利用期間に満たない場合は解約違約金と解約事務手数料が発生します。

■電気料金について

1. 電気料金

・電気契約者が契約に基づき支払う料金は、基本料金、電力量料金、安定供給維持管理費、並びに再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。東京動力プラン、中部動力プラン、関西動力プラン、九州動力プランは、電源調達調整費も含めた合計といたします。

電気料金単価は、別表（電気利用料金別表）によるものとします。

■電気料金の算定について

1. 電気料金の算定期間

・一般送配電事業者の定める前月検針日から当月検針日前日までの期間といたします。但し、電気の供給を開始した場合の電気料金の算定期間は開始日から直後の検針日前日までの期間とし、需給契約が終了した場合の電気料金の算定期間は、検針日から終了日の前日までの期間といたします。

・送配電事業者からの検針値の通知が遅延する等により料金請求が遅れが生じる可能性がある場合、算定期間が変更となることがございますので、予めご了承ください。

2. 使用電力量の算定

・使用電力量の計量は一般送配電事業者により設置された計量器により行います。

・計量器の故障等により月間の使用量を把握できなかった場合、計量ができなかった期間については、過去使用電力量平均値をもとに算定いたします。

■契約期間について

・契約期間は原則として3年（供給開始日から起算）とします。また契約期間満後は原則3年毎に同一条件にて需給契約を自動更新するものとします。（プランによって契約期間が異なります。）※万が一途中で契約プランを変更された場合は、変更された検針日から3年毎に同一条件にて需給契約を自動更新するものとします。

■事務手数料について

1. 電気料金（月額）及び電気ご使用量の明細の郵送を希望される場合の発行手数料
1 回あたり 300 円＋消費税等相当額
2. コンビニ払込票発行手数料
1 回あたり 300 円＋消費税等相当額
（なお、クレジットカード払い・口座振替希望のお客様についても、初回のみコンビニエンスストア（払込票）により電力料金をお支払いいただくこととなりますが、この場合発行手数料はかかりません。）
3. 初回の事務手数料
電気需給契約の締結に伴う手続きは無料となります。

■解約・変更手続きについて

1. 解約・変更の受付
・お客さまが解約・変更を希望される場合は、当社ホームページまたはフリーコールまでお知らせください。
2. 変更内容のお知らせ
・変更事項等を書面、電子メール、インターネット上での開示等当社が適当と判断する方法によりお知らせいたします。また、当社は、毎年4月1日、7月1日、10月1日、1月1日の年4回、約款の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、その内容を改定することができるものといたします。
3. 解約違約金
・最低利用期間は通常供給開始日から3年（供給開始日から起算）とし、最低利用期間内での変更または解約に対し、解約金が発生します。（更新期間を除く）
4. 解約事務手数料
・最低利用期間は通常供給開始日から3年（供給開始日から起算）とし、最低利用期間内での変更または解約に対し、手数料が発生します。（更新期間を除く）
・解約違約金 9,800 円（不課税）
・解約事務手数料 3,300 円（税込）
※上記は、残余期間に関わらず一律の料金といたします。
※プラン毎

■その他特記事項

- ・供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトとし、周波数は標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツとします。
- ・電気供給サービスに必要な設備の設置や電気品質維持に関して必要な協力、その他託送供給等約款における遵守すべき事項について承諾していただきます。
- ・旧小売電気事業者との契約解除に際し、ポイント失効や解約金発生等、お客さまの不利益が発生する可能性があります。
- ・送配電事業者、当社、その他業務委託先等が必要と判断した場合は、お客さまの電気使用場所に立ち入らせていただく場合がございます。この際、事前に承諾を得ますが、正当な理由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。

契約解消（クーリング・オフ）に関する事項

当契約が「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合で、お客様が契約解消（クーリング・オフ）を行おうとする場合には、下記内容を十分お読みください。

- ①当社からの勧誘を受け、本申込書により契約を締結した日（その日の前に同法第4条または第18条の書面を受領した場合にあたっては、その書面を受領した日）から起算して8日を経過する日までの間は、書面により契約の申込みの撤回または解除を行うことができます。
- ②①に記載した事項にかかわらず、お客様が、同社が同法第6条第1項もしくは第21条第1項の規定に違反して契約の申込みの撤回もしくは契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、または当社が同法第6条第3項もしくは第21条第3項の規定に違反して脅迫したことにより困惑し、これらによって当該契約の申込みの撤回もしくは契約の解除を行わなかった場合には、当社が交付した同法第9条第1項ただし書または第24条第1項ただし書に定める書面を契約者等が受領した日から起算して8日を経過するまでは、お客様は、書面により当該契約の申込みの撤回または契約の解除を行うことができます。
- ③契約の申込みの撤回または契約の解除は、当該契約の申込書の撤回または契約の解除に係る書面を発した時に、その効力を生じます。
- ④契約の申込みの撤回または契約の解除があった場合においては、当社は、その契約の申込みの撤回または契約の解除に伴う損害賠償または違約金を請求いたしません。
- ⑤契約の申込みの撤回または契約の解除があった場合には、既に契約にもとづき電気が提供されたときにおいても、当該電気に係る対価その他の金銭の支払いを請求いたしません。
- ⑥契約の申込みの撤回または契約の解除があった場合において、契約に関連して金銭を受領しているときは、当社は、速やかに、その金額を返却いたします。
- ⑦契約の申込みの撤回または契約の解除があった場合において、契約に係る電気の提供に伴いお客様等（同法第9条第1項または同法第24条第1項の申込者等をいう）の土地または建物その他の工作物の現状が変更されたときは、当社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができます。

【書面送付先】

株式会社フレックス申込受付係(〒107-0062 東京都港区南青山 2-2-15 WIN 青山 531)宛て

【注意事項】

切替日以降に契約解除（クーリング・オフ）をされますと、電気が使えなくなりますので、契約解除の申請にあたっては、あらかじめ新たな電気の契約を締結してください。